

平成 28 年度 第 2 回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会 会議要旨

1 開催日時 平成 29 年 3 月 2 日（木）17 時 00 分～19 時 00 分

2 開催場所 大阪市役所地下 1 階 第 10 共通会議室

3 出席委員 6 名（欠席 3 名）

浅野委員、笠原委員、酒巻委員、種継委員、鳥屋委員、山田委員

4 議 題

新たな計画の枠組みについて

5 会議要旨

- ・事務局から資料に沿って説明

（主な意見）

- ・前回の部会において、包括的相談支援推進員が総合的な見立ての場を開催する際に、関係機関を招集するための「権限」について整理が必要ではないかとの意見があったが、現在の検討状況はどうか。

→権限を付与する方法については非常に難しい問題である。検討段階であるが、例えば、委託事業者については、本市の委託契約の仕様書の中に入れ込んでいくという手法がある。一方で、地域の方にお集まりいただくのは、さらに難しく、現在、国や大阪府にも相談している。

- ・福祉人材の育成・確保について、国の制度改正により、特養入所は要介護 3 以上になり、そこから、特養の待機者はここ 2 年位でものすごく減っており、待機者はサ高住・有料に流れていると考えられる。国では、当たり前のように、人材が不足しているから、質より量を増やして欲しいと言われているが、サ高住・有料における人材の質の向上についても検討していく必要がある。

- ・子育て支援センターの担当としての意見は、介護を必要とされる方が沢山いる一方で、元気な高齢者も多数おり、こどもと高齢者が一緒になって何か出来るような、施設や場所があれば、お互いが共存していけるのではないか。

- ・地域包括支援センターにおいて、長期化する困難事例のうち、どんな事例を包括的相談支援推進員と連携するのか線引きが難しい。

また、包括的相談支援推進員は、ある程度スーパーバイズ的な機能も持たなければ、支援者と関係者は増えるが、なかなか解決に向けた P D C A サイクルに乗らない。

- ・地域包括支援センターが予防的に家庭訪問を行う情報元として、どこに高齢者、高齢者

夫婦がサービスを使わずに住んでいるかといった基本情報がない。

見守り相談室が同意確認を取るため活動しているが、そこで、「同意したくありません、個人情報の開示をして欲しくありません」という回答であれば支援につながらない。

今後は、見守り支援室と包括的相談支援推進員が情報のコントロールをしていただけるとありがたい。

- ・個人情報の共有ができるような「見立ての場」というものが権限を持って開けるようになれば、相談支援機関はすごく仕事がしやすい。

- ・障がい者の相談支援の現状は、まだまだ仕組みとして上手くいっていない。

大阪市における、障がい者の相談支援は、基幹センターが市内1か所、区の障がい者相談支援センターが各区に1か所、それから精神障がい者の地域活動支援センターで相談機能を持っているのが9か所でやっている。

多くの区の相談支援センターは、赤字で運営しているというのが現状で、3年に1回公募になっており、次は平成30年度で、障がい者の相談支援事業の再編がどうなるのかということと、この仕組みがすり合わせをしていかなければ、仕組みとしても難しいと感じられる。

- ・地域では障がい者に対する理解がまだまだ進んでいない。身体・知的・精神の3障がいがあり、それぞれどういうアプローチと見守りが必要なのか。

身体障がいにも、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由それぞれ必要な事が違ったり、それぞれが、どういう事なのか、地域の中まだまだ皆さんご存知ないので、地域の中で障がいを知ってもらうための仕組みも必要である。